

HFC 及び水産物の輸入割当申請書類における「押印の廃止」について

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月 17 日閣議決定)を踏まえ、下記のとおりこれまで公表している輸入発表における申請書類で求めている「申請者の押印」を不要とします。

記

1 押印不要とする輸入発表について

(1) H F C (オゾン層破壊物質)

- ・「H F C」の輸入割当てについて (令和元年 1 1 月 1 8 日付け輸入発表第 1 5 号)
- ・「H F C」の輸入割当てについて (令和 2 年 1 1 月 1 7 日付け輸入発表第 1 5 号)

(2) 水産物

- ・令和元年度「干しのり」の輸入割当てについて (令和 2 年 1 月 1 7 日付け輸入発表第 1 6 号)
- ・令和元年度「無糖の味付けのり」の輸入割当てについて (令和 2 年 1 月 1 7 日付け輸入発表第 1 7 号)
- ・令和元年度「のりの調製品 (無糖の味付けのりを除く。)」の輸入割当てについて (令和 2 年 1 月 1 7 日付け輸入発表第 1 8 号)
- ・令和元年度「いか」の輸入割当てについて (令和 2 年 2 月 2 8 日付け輸入発表第 1 9 号)
- ・令和元年度「いか」の輸入割当てについて (追加) (令和 2 年 2 月 2 8 日付け輸入発表第 2 1 号)
- ・令和 2 年度「すけそうだら」の輸入割当てについて (令和 2 年 4 月 2 0 日付け輸入発表第 1 号)
- ・令和 2 年度「たら」の輸入割当てについて (令和 2 年 4 月 2 0 日付け輸入発表第 2 号)
- ・令和 2 年度「はたて貝」の輸入割当割当てについて (令和 2 年 4 月 2 0 日付け輸入発表第 3 号)
- ・令和 2 年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについて (令和 2 年 4 月 2 0 日付け輸入発表第 4 号)
- ・令和 2 年度「水産物」の輸入割当てについて (令和 2 年 7 月 2 2 日付け輸入発表第 5 号)
- ・令和 2 年度「こんぶ」の輸入割当てについて (令和 2 年 7 月 2 2 日付け輸入発表第 6 号)
- ・令和 2 年度「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」の輸入割当てについて (令和 2 年 7 月 2 2 日付け輸入発表第 7 号)
- ・令和 2 年度「あじ」の輸入割当てについて (令和 2 年 7 月 2 2 日付け輸入発表第 8 号)
- ・令和 2 年度「いわし」の輸入割当てについて (令和 2 年 9 月 7 日付け輸入発表第 9 号)
- ・令和 2 年度「にしん」の輸入割当てについて (令和 2 年 9 月 7 日付け輸入発表第 1 0 号)
- ・令和 2 年度「さば」の輸入割当てについて (令和 2 年 9 月 7 日付け輸入発表第 1 1 号)
- ・令和 2 年度「たらの卵」の輸入割当てについて (令和 2 年 1 1 月 2 日付け輸入発表第 1 2 号)
- ・令和 2 年度「干しするめ」の輸入割当てについて (令和 2 年 1 1 月 2 日付け輸入発表第 1 3 号)
- ・令和 2 年度「こんぶ調製品」の輸入割当てについて (令和 2 年 1 1 月 2 日付け輸入発表第 1 4 号)

<参考> 最新の輸入発表は、以下の URL の各品目ページ先にあります (随時最新版に更新します。)

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

2 押印不要とする申請書類について

(1) 輸入(承認・割当)申請書(輸入貿易管理規則(別表第1))

新様式は[こちら](#)。なお、当面の間、旧様式による申請も受理します。また、新様式及び旧様式ともに「申請者」欄における押印は不要です。

(2) 輸入発表に基づく申請書類(上記(1)以外)

これまで公表している輸入発表に掲げる様式(従前のもの)をそのまま使用し、「記名押印又は署名」欄における押印は不要です。

① HFC(オゾン層破壊物質)

様式名	様式規定箇所
・代理者が申請手続を行う場合の委任状	・様式自由
・輸入割当て申請対象品目の未使用のもの等の別ごとの見込み数量を記載した書類	・別紙1
・輸入通関実績報告書	・別紙2

なお、オゾン層保護等推進室で実施しているHFCに係る内示申請手続において求められている押印については、[こちら](#)をご覧ください。

● 問合せ先：製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室（03-3501-4724）

② 水産物

様式名	様式規定箇所
・原本証明書	・別紙参考様式
・誓約書	・別紙様式3(「にしん」の輸入発表のみ)
・申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類	・別紙様式6(「こんぶ」及び「ばら干しのあおり及びひとえぐさ」の輸入発表では別紙様式5)
・対外決済を伴う取引であることの誓約書	・別紙様式7
・代理者が申請手続を行う場合の委任状	・様式自由

なお、水産庁で実施している手続である「需要者割当て発注限度内示書発給要領」及び「海外水産開発割当て認定書発給要領」で掲げる様式で求められている押印については、[こちら](#)をご覧ください。

● 問合せ先：水産庁加工流通課水産物貿易対策室輸入担当(TEL:03-3502-4190)

(注) 申請書類への押印を妨げるものではありません。また、次年度以降の輸入発表では、順次、押印欄を削除します。

<問合せ先>

経済産業省貿易経済協力局

○貿易審査課(HFC)

TEL:03-3501-1659

○農水産室(水産物)

TEL:03-3501-0532